

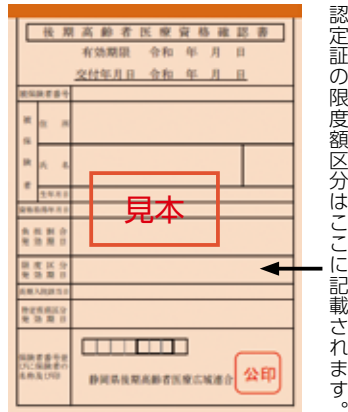
後期高齢者医療制度の「資格確認書」の更新

保険証の代わりに「資格確認書」が届きます

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人などが加入する制度です。令和6年12月の法改正により、保険証に代わり「資格確認書」を交付します。申請は不要です。

8月1日(金)からはオレンジ色の資格確認書

現在の緑色の保険証（資格確認書）は、7月31日(木)で有効期限が切れます。7月31日(木)までに、新しい「資格確認書」を対象の人に郵送します。8月になっても新しい資格確認書が届かない場合は、連絡してください。新しい資格確認書は、令和8年7月31日(金)まで使えます。



認定証は資格確認書に一本化されました

令和6年12月に保険証の新規発行が終了したことに伴い、減額認定証と限度額適用認定証の新規発行も終了しました。すでに認定証を持っている人には、限度額区分が併記された資格確認書が届きます。

マイナ保険証を利用してください

マイナ保険証で受診することで、データに基づく、より良い医療を受けることができます。マイナ保険証を利用してください。

自己負担の割合は前年の所得で決定

病院で支払う金額の負担割合は、令和6年中の所得に基づき判定します。1割・2割・3割のいずれかです。資格確認書に記載されているので、確認してください。

☎国保年金課(年金後期係) 995-1813



令和7年度介護保険料

7月から普通徴収

介護保険は40歳以上の人加入して介護保険料を納め、介護が必要になった時に介護サービスを費用の一部負担で利用できる仕組みです。

保険料の納め方

①第1号被保険者(65歳以上の人)

7月中旬に介護保険料通知書が届きます。必ず支払い方法を確認してください。

●特別徴収

年金の定期払い(年6回)から保険料が天引きされます。

☑年金が年額18万円以上の人

●普通徴収

納付書を使用し、指定(代理)金融機関または、コンビニエンスストア、スマホ決済で納付するか、口座振替で納付してください。

☑年金が年額18万円未満の人

65歳になったばかりの人や転入した人、2月に年

金天引きが行われなかった人は、しばらくの間、普通徴収になります。

②第2号被保険者(40歳～65歳未満の人)

加入している医療保険料と合わせて徴収されているため、介護保険料の通知は届きません。

滞納している保険料がある場合

保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスが受けられなくなる場合があります。

保険料の減免

生活が著しく困窮していると認められる人を対象に、介護保険料の減免制度があります。詳しくは介護保険課へ問い合わせてください。

☎介護保険課 995-1821

